

西尾市 都市計画法第34条第7号の運用基準

市街化調整区域内の既存の工場施設における事業と密接な関連を有するもので、事業活動の効率化を図るための必要な建築物又は第一種特定工作物については、次のとおりとする。

- 1 既存工場及び新設する工場は、日本標準産業分類の製造業に分類される事業の用に供すること。
- 2 新設する工場の敷地は、既存工場から敷地間距離1キロメートル以内に立地していること。
- 3 拡張する土地の規模は、事業活動の効率化を図る上で適切なものであり、既存工場敷地と同面積以下であること。
- 4 「密接な関連を有する」とは、既存工場施設における事業に対して、原則として自己の生産物の5割以上を原料若しくは部品として納入し、又は依存する事業所であること。なお、既存工場と新設工場の経営者は、同一であるか別であるかを問わない。
- 5 「事業活動の効率化」とは、作業工程若しくは輸送等の効率化又は公害防除若しくは環境整備等の質的改善が図られるもので、既存工場の増設など量的拡大のみが図られる場合を含む。
- 6 量的拡大のみが図られる場合は、次の各号を満たすこと。
 - (1) 既存工場は市街化調整区域内に市街化調整区域決定前から立地している工場又は市街化調整区域に合法的に立地した工場であること。
 - (2) 新設する工場の敷地は、既存工場の敷地に隣接又は近接（直線距離で300メートル以内）していること。
 - (3) 第3項の既存工場敷地は、原則として既存工場を合法的に立地した日から3年経過したものであること。